

令和2年度第3回秋田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会会議録

日 時：令和3年1月20日(水) 午後1時30分から午後2時まで

場 所：秋田市役所5階 正庁

出席者：委員14人

事務局 地域福祉推進室

東海林室長、鎌田参事、秋山副参事、高橋副参事、大淵副参事、
加藤副参事、進藤主席主査、佐々木主査

欠席者：上村 清正委員、尾野 恭一委員、三浦 喜美子委員、蓬田 興信委員

【議事】

(1) 秋田市再犯防止推進計画の策定について

- | | |
|--------|---|
| (阿部委員) | ○資料2裏面の重点課題2(1)について、「福祉サービスと」とあるが、「福祉サービスを」が正しいのではないか。 |
| (事務局) | ○ご指摘のとおり訂正する。 |
| (黒崎委員) | ○資料1の10ページ重点課題1(1)就労の確保について、現状と課題に「いったん就職しても、必要な知識や社会人としてのマナーなどを身につけていないため、離職する場合がある」とあるが、そうした方々に向けた教育機関が必要と考える。また、雇用主に対しても配慮が必要であり、そうした取組についてはどのように考えているか。 |
| (事務局) | ○市として、就職や住居の確保と合わせ、教育関係についても包括的支援および生活支援というかたちで支援していきたいと考えており、本計画を含めそのように位置づけている。来年度4月に本計画がスタートした暁には、各種関係機関と連携しながら取組につなげていきたい |
| (黒崎委員) | ○現在、実際に取り組んでいることはあるのか。 |
| (黒澤委員) | ○刑務所としても、就労のための一般的な知識やマナーは必要であると認識しており、雇用主からもそのような意見をいただいている。そのため、刑務所では就労支援として技術だけでなく知識やマナーを含めた職業訓練を実施し、技能の習得に力を入れている。記載のとおり、残念ながら就職先に定着できない者が少なからずいるため、改善指導の一環として就労支援等の教育に力を入れている。ただ、全員に対しての実施は難しく、本人の意欲等も考慮してある程度対象を選定し |

て指導を行っている。

(遠藤委員)

○資料1の10ページ重点課題1(1)③に、協力雇用主に対する総合評価落札方式での優遇措置とあるが、優遇措置を受けるために、入札参加の直前に犯罪をした者等を雇用し、すぐに解雇するような場合に、雇用主に対して罰則はあるのか。

(事務局)

○優遇措置については、入札の際にインセンティブが得られる制度であり、罰則規定は無いが、意図的な解雇があった場合は、必要な指導が入ると理解している。

(以上)